

○総務省令第六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）を実施するため、地方自治法施行規則及び地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十日

総務大臣 林 芳正

地方自治法施行規則及び地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第十七条 地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）第一条から第五條までの規定を準用する。
改正前	第十七条 地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）第一条から第四條までの規定を準用する。

（地方自治法第二百五十五條の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令の一部改正）

第二条 地方自治法第二百五十五條の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（平成二十八年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二十七条 前条に特別の定めがあるものを除くほか、法第二百五十八条第一項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法施行規則第一条から第五條までの規定を準用する。
改正前	第二十七条 前条に特別の定めがあるものを除くほか、法第二百五十八条第一項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法施行規則第一条から第四條までの規定を準用する。

附 則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。